

(問い合わせ先)

共通 03-3591-6361(代表)

警備救難部救難課 (人身事故担当)

海浜事故対策官 松浦 (内線:5902)

03-3581-2828(夜間直通)

交通部安全課 (船舶事故担当)

課長補佐 小林 (内線:6302)

03-3591-2776(夜間直通)



平成26年4月21日

海上保安庁

ゴールデンウィークにおけるマリレジャー安全推進活動の実施について

本格的なレジャーシーズンを迎えるゴールデンウィークにおいて、全国的にマリレジャーの活発化に伴う事故の発生が懸念されます。

海上保安庁では、事故の未然防止及び死者・行方不明者の減少を図るため、マリレジャー活動に係る安全推進活動を下記のとおり実施することとしています。

記

1 ゴールデンウィーク安全推進活動期間

4月26日(土)から5月6日(火)の11日間

2 重点実施事項 (別添参照)

(1) プレジャーボート等の船舶事故対策

昨年の同期間における船舶事故のうち、最も事故隻数の多いプレジャーボート等について、レジャースポットやマリーナの巡回による安全指導及び海難防止講習会の開催等による海難防止思想の普及、並びに「ライフジャケットの常時着用」、「防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「118番の有効活用」の自己救命策3つの基本の周知・啓発を図るとともに、関係機関等と連携し、安全啓発活動を実施します。

(2) マリレジャー海浜事故対策

ゴールデンウィーク中はマリレジャーに関する海浜事故の増加が予想されることから、レジャースポット等の巡回による安全指導を実施します。また、海浜施設の管理者である地方公共団体等に事故防止対策を講じるよう働きかけるとともに、地域関係者による安全対策会議の開催や関係機関との合同パトロールの実施について働きかけを行います。

マリレジャー活動に係る安全推進活動重点実施事項の概要

(1) プレジャーボート等の船舶事故対策

昨年度の同期間における船舶事故のうち、プレジャーボート等の占める割合は約65%と最多であることから、レジャースポットやマリーナの巡回による安全指導及び海難防止講習会の開催等により「ライフジャケットの常時着用」、「防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「118番の有効活用」の自己救命策3つの基本の周知・啓発を図るとともに、海難防止思想の普及を図ります。

また、関係機関と連携し次の対策に取り組みます。

プレジャーボート等の運航に関する基本的遵守事項についての指導

プレジャーボート等の海難を海難種類別で見ると機関故障、衝突、運航障害、推進器障害が多くなっています。特に衝突、乗揚げは死傷者を伴う事故となる可能性が高くなっています。

これらの海難は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」で定められている発航前点検や適切な見張り、海中転落に備えたライフジャケット着用等の遵守事項に正しく従って運航することにより防止できるものが多く、現場指導や海難防止講習会等において当該事項に係る指導を徹底します。また、船舶事故者の多くが海難防止講習会等に参加していない現状にあることから、指導の裾野を広げるため、小型船舶操縦者が多く集まる小型船舶操縦者免許取得(更新)講習会等の場を積極的に活用するなど、効果的かつ効果的な指導を実施します。

水上オートバイ及びミニボートに対する安全指導

水上オートバイ及びミニボートの運航については、気象海象の影響を大きく受け易く、また、操船者にとっては、操船技能や基本的な海上交通ルールに関する知識等の不足が見受けられることから、直接的な訪船指導はもとより、ボート販売店や釣具店等に対しても、積極的に啓発活動への協力を呼びかけます。

(2) マリレジャー海浜事故対策

ゴールデンウィーク中はマリレジャーに関する海浜事故の増加が予想されることから、レジャースポット等の巡回による安全指導を実施します。また、海浜施設の管理者である地方公共団体等に事故防止対策を講じるよう働きかけるとともに、地域関係者による安全対策会議の開催や関係機関との合同パトロールの実施について働きかけを行います。

また、特に釣り中の海中転落事故対策に重点をおき、次の対策に取り組みます。

釣り中の海中転落事故対策

釣り中の海中転落者のライフジャケット着用率は、依然低い状況にあることから、磯場、防波堤、釣具店等を巡回するほか、釣り団体が主催する安全講習会や釣り大会等の機会をとらえ、自己救命策の確保、気象・海象の早期把握、事故発生時の迅速な救助活動を可能とするための複数名行動の励行等の事故防止指導を行います。

また、地域の実情を踏まえ、事故が多発している釣り場等への巡回の実施等事故防止指導を行います。

[参考資料参照]

参考資料1

- ・ 平成25年ゴールデンウィーク安全推進活動期間(4/27～5/6)に発生した船舶事故
- ・ 平成25年ゴールデンウィーク安全推進活動期間(4/27～5/6)におけるプレジャーボートの事故原因分布

参考資料2

- ・ 平成25年ゴールデンウィーク安全推進活動期間(4/27～5/6)に発生したマリンレジャーに伴う人身事故
- ・ 平成25年月別マリンレジャーに伴う人身事故発生件数

参考資料3

- ・ 釣り中の海中転落者のライフジャケット着用率及び死亡率

参考資料4

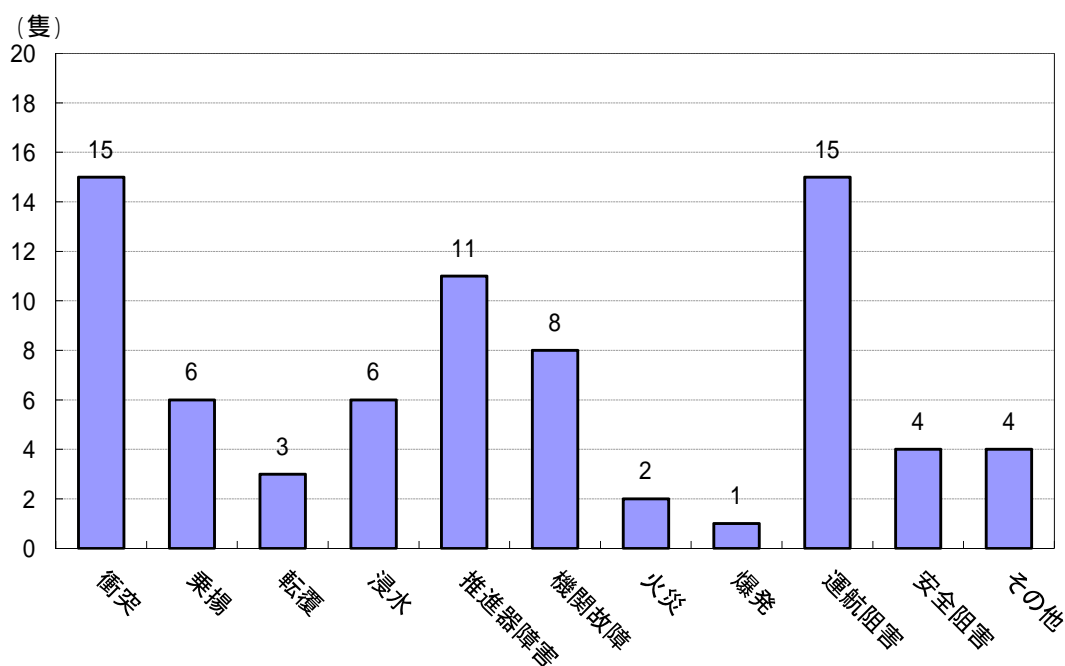
- ・ 平成25年ゴールデンウィーク安全推進活動状況

平成25年ゴールデンウィーク安全推進活動期間(4/27～5/6)に発生した船舶事故

	衝突	乗揚	転覆	浸水	推進器障害	機関故障	火災	爆発	運航障害	安全障害	その他	合計
貨物船	5				1		1			1		8
旅客船		1				1						2
漁船	5	5			1	3	1		8		3	26
プレジャーボート等	15	6	3	6	11	8	2	1	15	4	4	75
その他	2		1			1	1					5
合計	27	12	4	6	13	13	5	1	23	5	7	116

「プレジャーボート等」とはプレジャーボート及び遊漁船をいう。
 「プレジャーボート」とは、モーターボート、ヨット、水上オートバイ、カヤック、ゴムボート、その他推進機関を有しないボートをいう。

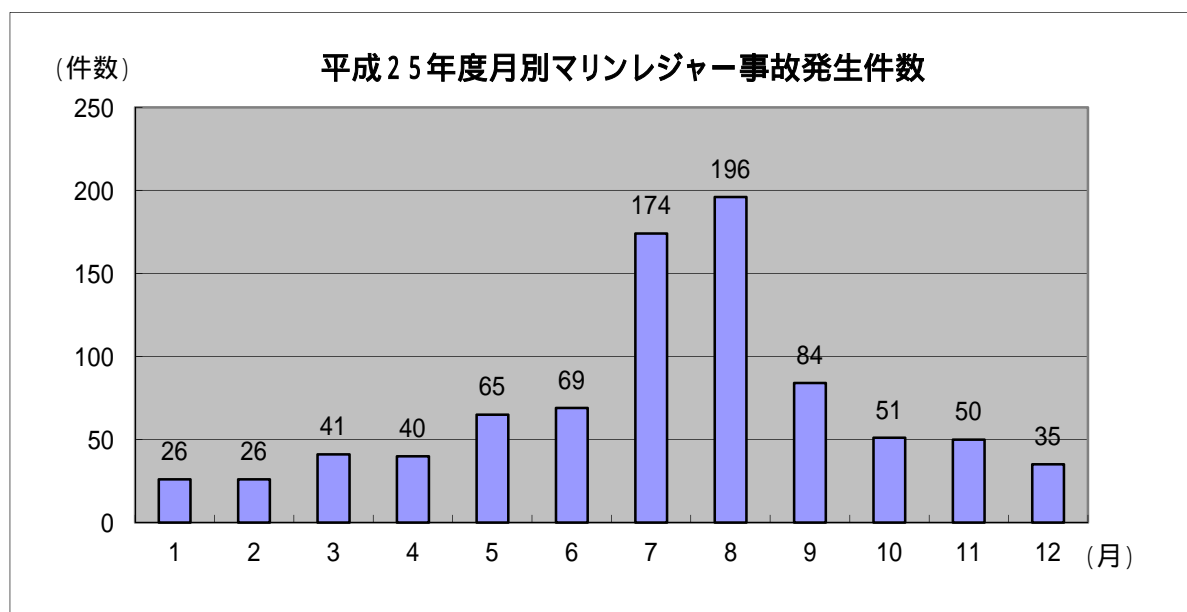
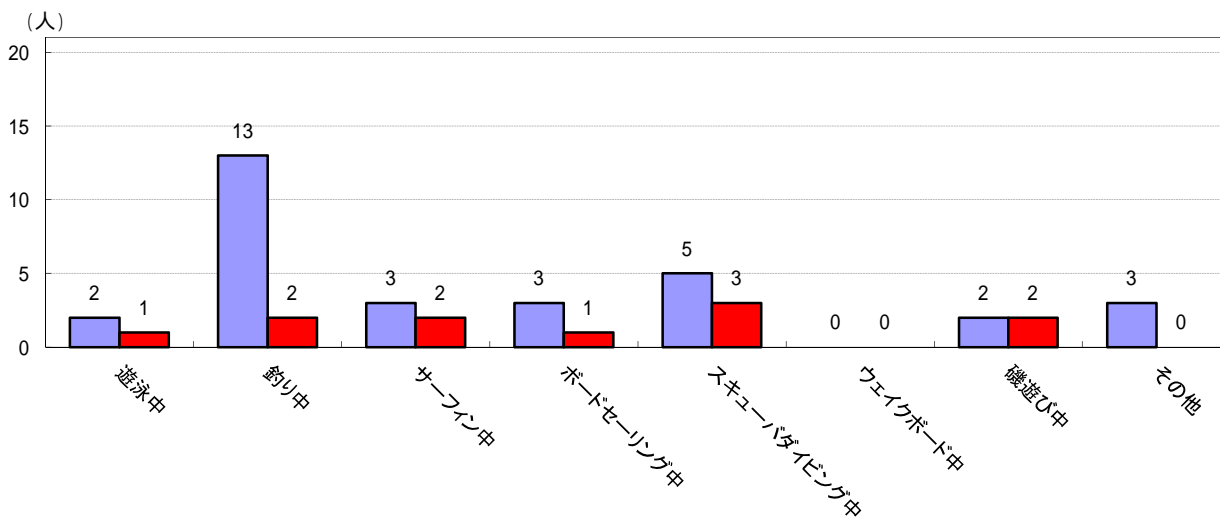
平成25年ゴールデンウィーク安全推進活動期間(4/27～5/6)におけるプレジャーボート等の事故原因分布



「運航障害」とは、バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流をいう。
 「安全障害」とは、転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。
 「その他」とは、乗船中の操船者が海難によらない傷病等により運航不能となったもの等をいう。

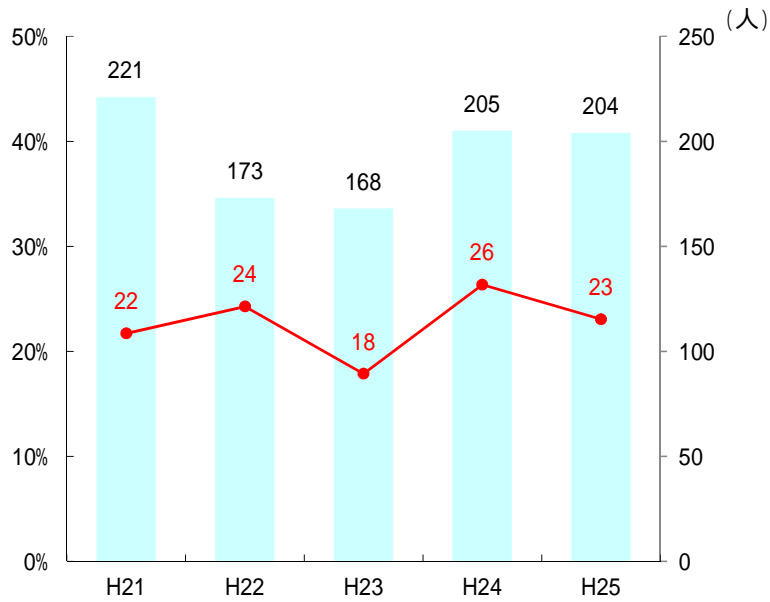
平成25年ゴールデンウィーク安全推進活動期間(4/27～5/6)に発生したマリレジャーに伴う人身事故

	遊泳中	釣り中	サーフィン中	ボードセーリング中	スキューバダイビング中	ウェイクボード中	磯遊び中	その他	合計
事故者数	2	13	3	3	5	0	2	3	31
死亡者数	1	2	2	1	3	0	2	0	11

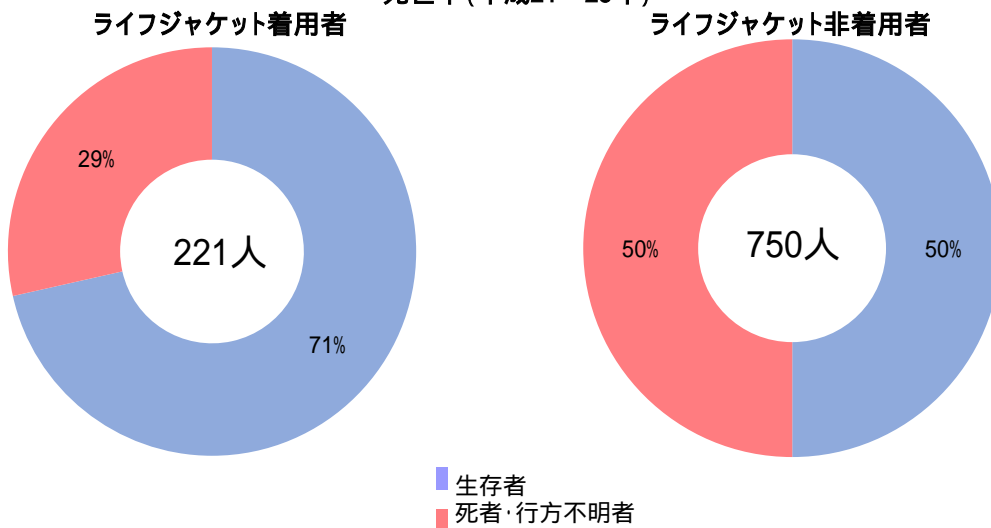


釣り中の海中転落者のライフジャケット着用率及び死亡率

釣り中の海中転落者数とライフジャケット着用率



死亡率(平成21~25年)



平成25年ゴールデンウィーク安全推進活動状況

参考資料4



洋上での自己救命策の周知等安全指導の状況
第十管区海上保安本部宮崎海上保安部 巡視船たかちほ



釣具店での普及啓発活動の状況
第一管区海上保安本部 留萌海上保安部



マスメディア(京都府綾部市ミニFMいかる)を利用した普及啓発活動の状況
第八管区海上保安本部 舞鶴海上保安部